

宮内庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成 29 年 3 月 22 日
宮内庁

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、宮内庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、宮内庁が行うすべての事務及び事業を対象とする。

2. 対象期間等

本計画は、2016 年度から 2030 年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021 年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、宮内庁の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020 年度までに 10%削減を目指すこととする。

この目標は、宮内庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

4. 個別対策に関する目標

1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2030 年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ク

リーンディーゼル自動車（C D V）、C N G自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020 年度の間目標として、公用車の 4 割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。

2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 15%以上削減することに向けて努める。

3. L E D照明の導入割合

L E D照明のストックでの導入割合を、2020 年度までに 50%以上とすることに向けて努める。

4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに 10%以上削減することに向けて努める。

5. 措置の内容

1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- ② 「省エネルギー診断の実施について」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、別紙のとおり、宮内庁が管理する施設について省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。

- ③ 「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、中央監視制御設備等から取得したデータを活用し、エネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性の向上に努める。
- ③ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）並びに公共建築物における木材の利用の促進のための計画（平成 23 年 9 月 28 日宮内庁策定）に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進する。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組む。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFC を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑥ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を検討する。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な処置を講ずる。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(5)再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② 庁舎や公務員宿舎に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。
- ④ 建築物の規模・用途等を検討し、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(6)太陽光発電の導入の整備方針

- ① 太陽光発電については、周辺の整備状況や気候等の地域的条件、建物の使用条件等を考慮しつつ、施策の効果を有効に発揮できるよう整備する。
- ② 国民への施策の周知について考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備する。
- ③ 既存庁舎へ整備する場合は、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナンス等を考慮する。

(7)水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ③ 節水トイレの設置を図る。
- ④ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ⑤ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(8)その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ③ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ④ 建設業に係る指定副産物の新規用途の利用促進に努める。
- ⑤ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。
- ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るとともに、休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。
- ③ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ④ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑤ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑥ 庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。
- ⑦ 建築物の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する整備の導入

- ① 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

エ 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 次世代自動車の導入

次世代自動車に係る中間目標の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。
- ② 次世代自動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離，燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより，待機時のエンジン停止の励行，不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機を積極的に活用する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ 夏期におけるカーエアコンの設定温度を1度アップする。
- ⑥ ガソリンを満タンにしない。
- ⑦ 通勤時や業務時の移動において，鉄道，バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑧ 宮内庁において，毎月第一月曜日は，特にやむを得ない場合を除き，公用車の使用を，終日自粛するものとし，移動手段は徒歩，自転車又は公共交通機関によるものとする。
- ⑨ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り，不要不急のタクシー利用を抑制する。また，利用する際の相乗りを励行する。
- ⑩ 来庁者に対しても次世代自動車の優先利用，自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態を精査し，公用車台数の見直しを行う。

(3) 自転車の活用

本庁，地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進する。

(4) 小売電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して，環境配慮契約法の基本方針に則り，温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を極力図る。

(5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

LED照明のストックでの導入割合に係る 2020 年度の目標達成に向けて，以下の措置を講じる。

- ① 庁舎の新築・改修時には，原則としてLED照明を導入する。

- ② 既存照明の更新時には、以下のとおりとする。
- ・設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
 - ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- ③ ①及び②のLED照明導入の際には、原則、調光システムを併せて導入する。
- ④ ②以外の既存照明については、2020年度の政府実行計画の見直しの際に定められる方針に基づき切替えを行うこととする。

イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

ウ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本庁各課単位など適切な単位で把握し、管理し、使用量の抑制・削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ⑦ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのモデル化を図る。

- ⑧ 庁内会議等資料の電子媒体での提供や事前の庁内 LAN 掲載など、配付資料の削減を図る（会議等のペーパーレス化）
- ⑨ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑩ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑪ 電子決裁の推進を図る。

（７）再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

（８）H F C等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあつては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。

ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F 6）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力 S F 6 の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。（再掲）

（９）その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の使用等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ⑥ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

イ 製品等の長期使用等

- ① その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ③ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を勧めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ④ 庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
- ⑤ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑥ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器へ変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② 庁舎内の売店等における省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。

- ② 庁舎等から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。
- ③ ほ場における施肥方法の改善を極力図る。
- ④ 家畜の飼養管理技術の向上に努める。
- ⑤ 家畜排せつ物の適正処理や循環資源としての利用を促進する。
- ⑥ 笑気ガス（麻酔剤）の漏出防止等を極力図る。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。（再掲）
- ④ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォーム・ビズ」を励行する。
- ⑤ 冷暖房中の窓、出入り口の開放禁止を徹底する。
- ⑥ 発熱の大きいO A機器類の配置を工夫する。
- ⑦ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑧ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑨ 職員に対する庁舎内の移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑩ 給湯器へのエコノマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑪ 庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑫ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑬ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 水洗の節水コマ取り付けは完了しているが、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツ利用等の改善を極力図る。
- ⑥ 必要に応じ、食器洗い器を導入する。

(2)ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3)廃棄物の減量

宮内庁においては、2020 年度までに 2013 年度比で概ね 90%以下、2030 年度までに 2013 年度比で概ね 80%以下を目標とし、目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。
- ④ リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ⑤ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)
- ⑥ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。(再掲)
- ⑦ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。(再掲)
- ⑧ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。(再掲)
- ⑨ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑩ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を徹底する。
- ⑪ 厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎等にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑫ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- ⑬ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑭ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促

す。(再掲)

- ⑮ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑯ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(4) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(5) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

行事・イベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の推奨など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。

4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

以下の取り組みにより、省CO₂につながる効率的な勤務態勢の推進に努める。

- ① 業務の見直しや事務の効率化の推進、午後五時以降に会議を行わないこと、計画的な定時退庁（全省庁共通の水曜日及び各部局課で定めている曜日）の実施等による超過勤務の縮減を図る。
- ② 年間の年次休暇取得目標の確実な実行等による休暇の取得促進を図る。
- ③ テレワークの推進を図る。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員にいわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の自己管理の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

(4) その他

- ① 昼休みや定時退庁日における20時以降の一斉消灯に努める。
- ② 「省CO₂行動ルール」を策定し、実行する。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検の管理総括は、次長が行う。計画の推進、評価及び点検体制は、審議官，秘書課長，主計課長，用度課長，管理課長，工務課長，車馬課長で行うこととする。上記点検体制の下で具体的・細目的な作業を実施するワーキンググループは，宮内庁実施計画推進会議幹事会とする。また，上記点検体制・ワーキンググループの庶務を行う部署は，長官官房秘書課調査企画室とする。
- ② 本計画の点検結果については，長官官房秘書課調査企画室において，毎年成果を取りまとめた上で，ホームページ等適切な方法を通じ公表する。

透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から，点検結果の公表に当たっては，温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等，取組項目ごとの進捗状況について，目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他，組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い，これを併せて公表する。また，組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。

7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

【庁全体】

宮内庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO ₂	141,854	145,037	120,576	－15%
施設のエネルギー使用	kg-CO ₂	5,052,277	5,284,424	4,547,049	－10%
電気	kg-CO ₂	3,266,280	3,562,541	2,939,652	－10%
(電気使用量)	kWh	8,042,419	8,231,986	7,238,177	－10%
(電気の排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.406	0.433	0.406	固定
電気以外	kg-CO ₂	1,785,997	1,721,883	1,607,397	－10%
合計	kg-CO ₂	5,747,870	5,976,529	5,173,083	－10%

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車に占める次世代自動車の割合	%	22.1	22.1	41.0	
公用車の燃料使用量	GJ	2,068	2,112	1,757	－15%
L E D 照明の導入割合	%	8.9	9.7	50	
用紙の使用量	t	27.4	28.2	24.6	－10%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m ²	43.1	44.0	38.7	－10%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	34,326	33,046	30,893	－10%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m ³ /m ²	0.63	0.63	0.56	－10%

【本庁】

宮内庁本庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	122, 871	126, 392	104, 440	－15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	4, 094, 077	4, 342, 319	3, 684,669	－10%
電気	kg-CO2	2, 499, 818	2, 811, 712	2, 249, 836	－10%
(電気使用量)	kWh	6, 211, 490	6, 461, 218	5, 590, 341	－10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 402	0. 435	0. 402	固定
電気以外	kg-CO2	1, 594, 259	1, 530, 607	1, 434,833	－10%
合計	kg-CO2	4, 267, 062	4, 518, 168	3, 840, 356	－10%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤超過勤務の縮減などの省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

【地方支分部局等】

宮内庁京都事務所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	9,258	8,807	7,869	－15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	254,035	215,674	228,631	－10%
電気	kg-CO2	236,273	198,334	212,645	－10%
(電気使用量)	kWh	483,756	459,114	435,380	－10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.488	0.432	0.488	固定
電気以外	kg-CO2	17,762	17,340	15,985	－10%
計	kg-CO2	265,981	227,530	239,383	－10%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤超過勤務の縮減などの省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ①対策の実施責任者は、庶務課長とする。
- ②庶務課において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、宮内庁の実施計画推進幹事会に報告するとともに、メールにて所内職員全員に周知する。
- ③庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

宮内庁正倉院事務所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	643	672	547	－15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	258, 135	237, 964	232, 321	－10%
電気	kg-CO2	247, 553	225, 773	222, 797	－10%
(電気使用量)	kWh	577, 046	533, 742	519, 341	－10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 429	0. 423	0. 429	固定
電気以外	kg-CO2	10, 583	12, 191	9, 524	－10%
合計	kg-CO2	258, 824	238, 636	232, 942	－10%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤超過勤務の縮減などの省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ①対策の実施責任者は、庶務課長とする。
- ②庶務課において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、宮内庁の実施計画推進幹事会に報告するとともに、メールにて所内職員全員に周知する。
- ③庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

宮内庁御料牧場温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	9,083	9,167	7,721	－15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	446,030	488,467	401,427	－10%
電気	kg-CO2	282,637	326,723	254,373	－10%
(電気使用量)	kWh	770,127	777,912	693,114	－10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.367	0.420	0.367	固定
電気以外	kg-CO2	163,393	161,744	147,053	－10%
合計	kg-CO2	956,003	992,196	860,403	－10%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤超過勤務の縮減などの省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ①対策の実施責任者は、庶務課長とする。
- ②庶務課において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、宮内庁の実施計画推進幹事会に報告するとともに、メールにて場内職員全員に周知する。
- ③庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化を指示する。

省エネルギー診断実施の対象施設

宮内庁が管理する庁舎のうち，省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

2018 年度から 2019 年度までに実施

- ・ 宮内庁本庁庁舎
- ・ 書陵部庁舎
- ・ 京都事務所